



ラオス

生物多様性条約	1996/9/20 加入 1996/12/19 締約国
名古屋議定書	2012/9/26 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/14 加入 2006/6/12 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Dr. Inthavy Akkharath, Assistant to Minister Cabinet Office, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
P.O. Box 2932 Thatdam Road, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 261 196
Fax: +856 21 217 161
E-Mail: inthavymrc@gmail.com
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Mr. Souriodong Sundara, Vice Minister , Ministry of Science and Technology
P.O.Box 2279 Vientiane Capital, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 732207
Fax: +856 21 740630
E-Mail: souriodong@yahoo.co.uk, kongchaybeechn@yahoo.com, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Institute of Biotechnology and Ecology
Km 14 Office, Thangon Road, Ban Doon Teaw, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 740360
Fax: +856 21 740360
E-Mail: bei@most.gov.la, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
掲載なし
※ITPGR の附属書 I 作物については、農林省（Ministry of Agriculture and Forestry）、それ以外については科学技術省が権限を有しているとのこと。（2018 年 10 月、農林省及び科学技術省より聞き取り）

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 国内法令は存在するが、実施には至っていない。（2018年10月、科学技術省から聞き取り）
- ・ ラオス科学技術省にて ABS に関するガイドラインを作成中。（2018年10月、科学技術省から聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ ラオス科学技術省への聞き取りによると、遺伝資源の取得・利用に関する国内法は存在するとのことであるが、その内容は明らかになっていない。そのため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ ITPGR 附属書 I 作物については農林省が権限を有しており、SMTA での移転が可能である。（2018年10月、農林省から聞き取り）
- ・ ITPGR 附属書I以外の遺伝資源については、科学技術省が権限を有しており、名古屋議定書に基づいた手続きが必要。具体的な手続き等については、科学技術省に連絡すれば対応してもらえる。（2018年10月、科学技術省から聞き取り）

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：ラオス農林省
- ② 合意年月日：2017年2月16日
- ③ 目的：PGR の保全及び持続的利用のため、両国間の共同研究の公的基盤を構築。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 協力活動の範囲は、PGR の探索、特性評価、育種、交換・移転、遺伝研究、情報共有及び能力開発。
 - ・ ラオス側機関（農業局（DOA）、国立農林研究所（NAFRI）、大学）及び日本側機関（公的研究機関、種苗会社、大学）は、作業計画を作成の上、共同プロジェクトを実施。PGR の利用とその後の応用及び商業化から生じる利益は、両方で公正かつ衡平に配分。
 - ・ PGR の交換・移転に際しては、ITPGR の附属書I作物については SMTA、それ以外の作物については MTA を締結。
 - ・ 有効期間は、2022年2月15日まで（更新可）。